

○厚生労働省告示第二百八十二号

厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第九十三号）第一項第六号の規定に基づき、厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第六号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者（平成二十年厚生労働省告示第九十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年七月十六日

厚生労働大臣 長妻 昭

第二号に次のように加える。

リ レナリドミド水和物（再発又は難治性の多発性骨髄腫の患者に投与するものに限る。）